

鹿児島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第80条第1項に規定する条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）で定める基準の例による。

(非常災害に関する具体的計画等)

第4条 法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「事業者」という。）が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所において利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。次項において同じ。）及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。